

中国運輸局同時発表

令和元年7月8日

総合政策局環境政策課

企業グループ一体の省エネ取組を管理統括する者として 福山通運（株）を認定

～認定管理統括貨客輸送事業者を初認定～

国土交通省は、令和元年6月28日、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の規定に基づき、企業グループ一体の省エネ取組を管理統括する輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者）として福山通運（株）を認定しました。

省エネ法では、企業グループが一体的に省エネ取組を推進している場合に、一定の要件（※）を満たしていれば、当該取組を管理統括する事業者が国土交通大臣の認定を受けることが可能となっています。

今回認定を受けた福山通運（株）は、企業グループ全体に係る省エネ取組方針を作成しているほか、グループ全体での会議を設置し、各社の省エネ取組状況の情報共有等を実施していることから、認定管理統括貨客輸送事業者として初めて認定されました。

これにより、省エネ法で毎年度提出することとなっている定期報告書等において、グループ一体としての取組を適切に評価することが可能となりました。

※ 認定要件の例

輸送事業者が、密接な関係を有する者（密接関係貨客輸送事業者）と以下のいずれについても取決めを行っていること。

- ・貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針
- ・貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するための体制
- ・貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理する方法

制度の詳細については、総合政策局環境政策課のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html)

【問い合わせ先】国土交通省総合政策局環境政策課 松田（24411）、小西（24412）

TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8263（直通）

FAX：03-5253-1550